

南京日本語補習授業校運営委員会規則

南京日本商工クラブ
2005年9月10日制定
2019年11月2日改訂

- 第1条 (名称)
本会は、南京日本語補習授業校運営委員会（以下 運営委員会）と称する。
- 第2条 (目的)
運営委員会は、南京日本語補習授業校（以下 補習校）の教育目標を達成するために補習校の管理運営を行う。
- 第3条 (構成)
運営委員会は、南京商工クラブの理事会社を含むメンバーで構成する。
- 第4条 (委員の資格、選出及びその任期)
1. 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
2. 都合により交代した後任委員の任期は、前任者の任期期間とする。但し、再任は妨げない。
3. 委員の承認は保護者会及び、運営委員会にて承認する。
4. 運営委員選出は自薦・他薦を優先し、不足分については輪番制とする。
5. 輪番制での選出方法：
・在籍期間の長い順から選出される。
・在籍年数は運営委員を経験したことがある場合、任期満了年月から数えた年数とする。経験がない場合は、入校日から数えた年数とする。
- 第5条 (委員長、事務局長、および父母会長)
1. 運営委員会に委員長1名、父母会長及び事務局長をおく。
2. 委員長は委員の互選により選出し、南京日本商工クラブの理事会が承認する。委員長の任期は委員の任期と同じとする。
3. 委員長は運営委員会の業務を統括する。
4. 事務局長は委員の中から委員長が指名する。
5. 事務局長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、委員長の職務を代行する。
6. 父母会長は保護者より選出される。
7. 父母会長は保護者のまとめ役であり、運営委員会とのパイプ役である。

8. 父母会長は下記の業務を担当する。
 - ①運営委員会での審議内容を保護者に報告する
 - ②保護者からの意見をまとめ、運営委員会に提出する
 - ③必要に応じ、保護者会を開催することができる
 - ④上記①から③にて、個人情報公表しない

第6条 (監査役)

1. 運営委員会は外部監査役を1名置く。
2. 監査役は委員長が委嘱する。
3. 監査役は学校の財産及び出納を監査し、その結果を運営委員会に報告する。
4. 監査役は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 (会議の開催)

1. 運営委員会の会議の開催は、各年4月及びその他必要と判断したときに委員長が開催する。
2. 運営委員会の会議は委員長が主宰する。
3. 運営委員会の会議は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数の賛成により決する。賛否同数の場合は委員長が決する。
4. 運営委員会の会議に委員の委任を受け代理で出席した者は出席委員とみなす。
5. 委員会は必要に応じ、運営委員会の会議に関係者の出席を要請することができる。但し、出席した関係者は議事の議決に加わることはできない。
6. 保護者会は各年1学期2学期の前後期、及び3学期にそれぞれ一度、その他必要と判断したときに父母会長もしくは委員長が開催する。

第8条 (審議事項)

運営委員会は次の事項を審議する。

1. 補習校の管理運営、基本方針に関する事項。
2. 補習校の規則制定及び改正。
3. 補習校の管理運営に必要な規則などの制定及び改正。
4. 当規則の制定及び改正。
5. 補習校の予算及び決算に関する事項。
6. 重要な資産の取得、管理及び処分に関する事項。
7. 当地において採用する職員の任免に関する事項。
8. その他補習校の管理運営に必要と思われる重要な事項。

第9条 (財務)

運営委員会は補習校運営のための財務に関する事項を行う。

1. 委員長または委員の推薦者により会計事務を行う担当委員 1 名を選出する。
2. 入学金、授業料及び寄付金等の額を定める。尚、経済的理由によりこの入学金、授業料及び寄付金等の支払いが困難な場合は、運営委員会にて適宜遅納及び減免等の処置を講じることができる。
3. 運用資金と運営諸費用の出納に関して、別途、南京日本語補習授業校費用管理規程に詳細を定める。

第10条 (事務局)

1. 運営委員会事務局を置き、学校事務を兼任する。
2. 事務局員は運営委員会の事務を行い、運営委員会から選任する。

第11条 (改正)

この規則の改正は、運営委員会の承認を得なければならない。

付則 この規則は、2013年7月1日から施行する。

改廃日	改廃箇所	旧	新	改廃理由
2013/7/1	第4条	父母会（父兄会）	保護者会	現状に合わせる
2013/7/1	第4条 1,4,5	副委員長	事務局長	現状に合わせる
2013/7/1	第6条	監査役	外部監査役	明確化
2013/7/1	第10条	学校内に運営委員会～	学校内削除	現状に合わせる
2019/11/9	第4条	-	4.及び5.の追加	輪番制追加
2019/11/9	第5条	及び副委員長	削除	現状に合わせる
2019/11/9	第5条	委員長1名及び事務局長	委員長1名、父母会長 及び事務局長	父母会長について明記
2019/11/9	第5条	-	6.7.8	父母会長の役割の明記
2019/11/9	第7条	-	6.	保護者会の明記